

懸賞金付自動継続定期預金「ドリーム宝箱19」 (窓口受け付け)

(2024年10月1日現在)

項目	取扱内容
愛称	懸賞金付自動継続定期預金「ドリーム宝箱19」
預入対象者	個人または個人事業主の方
取扱期間	2024年10月1日～2025年3月31日 ※募集総額に達した場合や市場動向により、期間内であっても取り扱いを一時停止または終了する場合があります。
預入期間	1年
預金の種類	スーパー定期(1年もの)証書式とし、懸賞金付自動継続定期預金とします。
適用利率	スーパー定期(1年もの)の預入金額段階別の店頭表示利率とします。
販売目標額	150億円(1ユニット10億円×15ユニット)予定 ※「窓口受け付け」と「インターネットバンキング受け付け」の定期預金を合算した金額です。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 一口の預入金額は10万円以上1,000万円未満 1円単位
抽選権	預入金額10万円を1口として1本の懸賞金抽選権(抽選番号)を付与します。 懸賞金抽選権(抽選番号)は、10,000番から19,999番までの1万本を1組とし、1ユニットとします。
懸賞金の内訳	懸賞金抽選権 1ユニット(1万本)あたりの懸賞金当選本数は次の通りとします。 1等賞 100,000円(税引後79,685円) (各組共通 全桁) 2本 2等賞 10,000円(税引後7,969円) (各組共通 下3桁) 10本 3等賞 1,000円(税引後797円) (各組共通 下2桁) 200本 合計 212本 ※同等賞の当選番号が重複した場合は、後から行った抽選をやり直しさせていただきます。 ※1等賞は他の賞との重複受け取りができません。
税金	2037年12月31日までの間にお受け取りになる懸賞金、お利息等には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優をご利用の場合、お利息に税金はかかりません。 ※ただし、懸賞金はマル優の対象外となるため課税扱いとなります。
抽選日	2025年9月4日(木)
抽選場所	富山信用金庫 本店
抽選発表	抽選日の翌営業日以降に店頭および当金庫ホームページにて当選番号を発表します。
懸賞金のお渡し方法	・お客さまの抽選番号が当選したときは、等級に応じた懸賞金を満期日以降に指定した普通預金口座にお支払いします。ただし、指定した普通預金口座にお支払いができない場合は、当金庫所定の用紙に署名および届出印を押印のうえ懸賞金をお受け取りください。 ・抽選日の翌日以降、お客さまによる受領手続きが5年間ない場合、懸賞金は失効します。 また、お客さまの都合により懸賞金を受領されない場合も同様とします。
期限前解約	この預金は期限前の解約はできません。やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに次の通りお支払いします。 ・預入期間6か月未満の場合は解約日の普通預金利率となります。 ・預入期間6か月以上1年未満の場合は約定利率×50%となります。 また、やむを得ず期限前の解約を行った場合は、懸賞金抽選権は失効し、原則、懸賞金はお支払いしません。

自動継続	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫がこの預金を懸賞金付定期預金として継続する場合、満期日に懸賞金付定期預金として自動継続し、新懸賞金抽選権(新抽選番号)を付与します。新懸賞金抽選権(新抽選番号)は、別途郵送でご案内しますので満期時の切り替え手続きは不要です。なお、その後の満期時も同様とします。 ・自動継続後の懸賞金付定期預金の懸賞内容および取扱要領等は、発売の都度決定し、店頭および当金庫ホームページにて発表します。 ・自動継続後の懸賞の内容は、継続前と異なる場合があります。また、満期の自動継続の際に、懸賞金抽選権の付与されない通常の定期預金となる場合があります。 ・当金庫がこの預金を懸賞金抽選権を付与しない定期預金として継続する場合、満期日に前回と同一期間のスーパー定期またはスーパー定期300に自動継続します。 ・この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の店頭表示利率とします。 ・継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申し出るものとします。この申し出があったときこの預金は満期日以降に支払うものとします。また、自動継続停止以降は懸賞金抽選権が付与されません。 ・預金者の申し出ならびに預金者について支払いの停止、民事再生手続開始の申し立て、仮差押え、差押え、相続、破産手続開始の申し立て等によりこの預金の継続を停止した場合、満期日(継続をしたときはその満期日)以降、懸賞金抽選権は付与されません。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター (電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター (電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター (電話:0776-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息(懸賞金を除く)が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) ・懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。また、譲渡、質入れまたは差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽選権または懸賞金にもおよびものとして取り扱います。 ・本商品は当金庫営業地区にお住まいの方または事業所勤務の方のお取扱いに限らせていただきます。